

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

栃木市デジタル田園都市国家構想の実現に向けたまち・ひと・しごと創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

栃木市

3 地域再生計画の区域

栃木市の全域

4 地域再生計画の目標

本市の総人口は高度経済成長期から増加傾向が続き、平成 2(1990)年の 174,717 人をピークに減少に転じ、平成 27(2015)年には 159,211 人(国勢調査)となっている。住民基本台帳によると、令和 5(2023)年度末では 153,828 人となっている。国立社会保障・人口問題研究所が令和 5(2023)年 12 月に公表した推計によると、本市の総人口は今後減少傾向が続き、令和 32(2050)年には 112,915 人まで減少すると予測されている。

本市の年齢 3 区分別人口をみると、年少人口(0～14 歳)は昭和 55(1980)年以降減少が続いており、令和 5(2023)年度末には 16,003 人となっている。生産年齢人口(15～64 歳)は平成 2(1990)年の 117,599 人をピークに減少に転じ、

令和 5（2023）年度末には 87,586 人となっている。そして、老年人口（65 歳以上）は平成 7（1995）年に 14%を超えて高齢社会に、平成 22（2010）年に 21%を超えて超高齢社会に入っており、令和 5（2023）年度末には 33%（50,239 人）となっている。

社人研の今後の予測では、老年人口は横ばいになるものの、生産年齢人口が急激に減少し、年少人口も減少してくることから、令和 32（2050）年における高齢化率は 41%となり、1.2 人で 1 人の高齢者を支える社会になるとされている。

本市の出生・死亡の推移をみると、平成元（1989）年は出生数 1,647 人に対して死亡数が 1,257 人で 390 人の自然増となっていたが、平成 11（1999）年に出生数と死亡数が逆転して以降自然減に転じ、令和 5（2023）年度年は出生数 683 人に対して死亡数が 2,246 人と 1,563 人の自然減となっている。なお、本市の合計特殊出生率の推移をみると、平成 27（2015）年以降減少を続けており、令和 4（2022）年に 1.09 と、全国平均の 1.26 や栃木県平均の 1.24 と比較するとかなり低い値となっている。

本市の転入・転出の推移をみると、平成元（1989）年は転入数 5,579 人に対して転出数が 5,442 人で 137 人の社会増となっていた。平成 6（1994）年以降社会減に転じ、この傾向が続いていたが、令和 5（2023）年度には、転入等の増加人数 5,423 人に対して転出等の減少人数が 5,321 人と、102 人の社会増となっている。

人口減少や少子高齢化が進むことにより、地域コミュニティの共助機能の縮小・消失をもたらす可能性があり、住民生活に大きな影響を及ぼす。また、商業等の地域経済活動の規模縮小への影響が懸念され、地域経済の停滞はさらなる人口流出と事業環境の悪化の悪循環を招き、地域の生活環境に大きな影響を及ぼす。

これらの課題に対応するため、最新技術の活用や持続可能なまちづくり等の新たな視点を取り入れながら、地域の特性や変化に対応した柔軟なまちづくりを図

り、安定した人口構造を維持し、若い世代を中心に、将来にわたって市民が安心して働き、希望に応じた結婚・出産・子育てができる活力ある地域社会の構築を目指すものであり、本計画において次の事項を基本目標に掲げる。

- ・基本目標 1 雇用を生み出し、安心して働けるようにする
- ・基本目標 2 本市への新しい人の流れをつくる
- ・基本目標 3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえると同時に、誰もが活躍できる地域社会をつくる
- ・基本目標 4 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守ると同時に、地域と地域を連携する

【数値目標】

5-2の ①に掲げる事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2027年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	新規就業者数	101人	701人	基本目標 1
	年間製造品出荷額	11,198億円	11,998億円	
イ	本市人口の社会増の維持	102人	102人以上	基本目標 2
	観光客入込数	348万人	650万人	
ウ	合計特殊出生率	1.09	1.24以上	基本目標 3
エ	将来的な本市への居留意向	81.1%	85%	基本目標 4

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2 のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する
特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

栃木市デジタル田園都市国家構想の実現に向けたまち・ひと・しごと創生
推進事業

ア 雇用を生み出し、安心して働けるようにする事業

イ 本市への新しい人の流れをつくる事業

ウ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえると同時に、誰もが
活躍できる地域社会をつくる事業

エ 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守ると同時に、地域と地域
を連携する事業

② 事業の内容

ア 雇用を生み出し、安心して働けるようにする事業

「しごと」と「ひと」の好循環を確立するため、まずは本市における「し
ごと」づくりを進める。そのためには、既存の産業の活性化や安定した雇
用の確保と共に、農業や観光における付加価値を高めていく必要がある。
ついては、企業誘致や起業支援など、新たな雇用の創出に取り組むととも
に、若手起業家の育成に努める。さらには、市内企業の稼ぐ力の向上に寄

与する政策の展開を図り、市内の経済循環機能の強化に努める。

《具体的な取組》

- ・ 産業団地造成事業
- ・ 中小企業振興事業
- ・ 小平浪平氏顕彰事業
- ・ 小平浪平氏生家整備事業
- ・ 空き店舗活用促進事業
- ・ ビジネスプランコンテスト事業 等

イ 本市への新しい人の流れをつくる事業

本市の地域資源を活かした独自のまちづくり及び本市の有する強みを最大限活かしたまちづくりを進める。また、本市の魅力を市内外に効果的にアピールすることにより、若年世代の流出を抑制するとともに、U I J ターンを促進し、社会増の維持に寄与するとともに、観光資源に磨きをかけることによって交流人口を増加させ、経済活性化や本市の知名度アップを図る。さらには、将来的な移住にも寄与する関係人口の創出及び拡大を図るとともに、個人や企業からのふるさと納税等による民間資金の地方還流の促進に努める。

《具体的な取組》

- ・ 歴史的町並みの保存及び活用
- ・ 渡良瀬遊水地の利活用推進等
- ・ 定住促進支援事業
- ・ デジタル技術を活用した観光情報発信事業

- ・国際観光まちづくり事業
- ・地域資源魅力アップ事業
- ・偉人・先人顕彰事業 等

ウ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえると同時に、誰もが活躍できる地域社会をつくる事業

結婚願望を持つ若い世代の希望を実現できる環境をつくる。また、女性や若者、高齢者等が共生するまちづくりを進め、誰もが居場所と役割を持ち、活躍できる地域社会の実現に努める。さらに、確かな学力の育成等により魅力ある学校教育を創り出し、それを目的とする人の流入を図る。

《具体的な取組》

- ・婚活イベント実施支援事業
- ・子育てモバイルやオンラインを活用した妊産婦等支援事業
- ・産前産後サポート事業
- ・子育て世代包括支援センター事業
- ・健康増進計画の推進
- ・障がい者相談支援事業
- ・学校支援員派遣事業
- ・グローバル教育推進事業 等

エ 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守ると同時に、地域と地域を連携する事業

「しごと」と「ひと」の好循環を支えるためには、「まち」に活力を取り戻し、人々が安心して暮らす社会環境をつくりだすことが必要である。

あらゆる災害に対応できる危機管理体制を強化するとともに、災害に強い社会基盤を維持し、住環境を守る。また、地域公共交通の充実を図るとともに、地域コミュニティの維持に努める。さらに、地方創生のツールとしてスポーツや健康づくりを推進し、地域の活性化を図るとともに、関係自治体との連携による各種事業の広域的事業展開や、大学等の教育機関や民間団体等との連携による新たな事業への取り組み推進を図る。

《具体的な取組》

- ・ 国土強靱化事業計画の推進
- ・ I C Tを活用した公共交通体系の構築
- ・ あったか住まいるバンク事業
- ・ 窓口業務支援システムの導入
- ・ 行政手続等におけるキャッシュレス決済の導入
- ・ まちづくり実働組織の設立及び活動支援
- ・ プロスポーツ連携事業
- ・ スポーツ施設等環境整備事業
- ・ 地域人材発掘・育成事業 等

※なお、詳細は第2期栃木市デジタル田園都市国家構想の実現に向けたまち・ひと・しごと創生総合戦略のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（K P I））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

11,100,000 千円（2025年度～2027年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

毎年、外部有識者を含む「栃木市まち・ひと・しごと創生総合戦略有識者懇談会」において、K P I の達成度や、施策・事業の効果検証を行い、必要に応じて総合戦略に反映させる。検証後、本市ホームページで公表。

⑥ 事業実施期間

2025 年 4 月 1 日から 2028 年 3 月 31 日まで

6 計画期間

2025 年 4 月 1 日から 2028 年 3 月 31 日まで